

令和7年10月23日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

総務委員会

委員長 大桃 俊彦

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

1 調査事件名 (1) 定員管理計画の策定について

(2) 財政計画の策定について

(3) 行政視察について

(4) 第三次魚沼市総合計画（案）について

(5) その他

2 調査の経過 10月23日に委員会を開催し、上記事件について調査した。

定員管理計画の策定について及び財政計画の策定について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

行政視察について、委員長から行程、出席者、質問事項及び関係資料の報告を受けた。

第三次魚沼市総合計画（案）について常任委員会提出の意見等への回答を書面により報告を受けた。

その他で、特定居住促進計画の策定について、これまでに実施した合併特例債充当事業について、市有地公売2回目入札結果について、令和7年度魚沼市総合防災訓練の結果報告について、魚沼市自然災害に伴う廃棄物処理費等補助金概要について、執行部から説明を受け質疑を行った。

総務委員会会議録

1 調査事件

- (1) 定員管理計画の策定について
- (2) 財政計画の策定について
- (3) 行政視察について
- (4) 第三次魚沼市総合計画（案）について
- (5) その他
 - ① 特定居住促進計画の策定について
 - ② これまでに実施した合併特例債充当事業について
 - ③ 市有地公売2回目入札結果について
 - ④ 令和7年度魚沼市総合防災訓練の結果報告について
 - ⑤ 魚沼市自然災害に伴う廃棄物処理費等補助金概要について
 - ⑥ その他

2 日 時 令和7年10月23日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 こめたろう、横山正樹、星野みゆき、大桃俊彦、高野甲子雄、森島守人
(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 桑原総務政策部長、吉田総務政策部副部長、浅井総務人事課長、
水落財務課長、斎藤管財課長、佐藤防災安全課長

7 書記 坂大議会事務局長、星議事調整係長

8 経過

開会 (10:00)

大桃委員長 それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。熊の目撃、あるいは出没の情報が寄せられている中、おととい駆除されました。まだまだ油断のできない状況が続いている中ではあります、見つけたらすぐに通報していただくということが大切だと感じております。広報車等には、住民に知らせる意味でも今以上に呼びかけ続けていただきたいという感想を持っております。

それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付のとおりであります。

(1) 定員管理計画の策定について

大桃委員長　　日程第1、定員管理計画の策定についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　　現行の定員適正化計画につきましては、平成28年度から10か年を計画期間といたします市制施行後の第2次となる計画となっておりまして、今年度末で計画期間が満了となります。

最初となった第1次計画では、町村合併によるスケールメリットを打ち出しながら、職員数の削減と人件費の抑制を目指すこととして、人口規模が近い自治体の職員数を目指した計画内容となっておったところでございます。その後の第2次計画では、第1次計画の考え方を踏襲しつつ、業務量が増加傾向にある中で定数の抑制と行政サービスの維持を両立を目指すこととして組織の業務実態を溶け込ませた内容としておりましたが、令和4年度におきまして状況変化に合わせた見直しを行って現在の計画となっておるところでございます。

今回策定いたします第3次計画では、人口に合わせた適正数という考え方もございますが、行政事務の複雑化・高度化や、国、県からの事務・権限の移譲、男性育児休暇取得など働き方改革の浸透、定年引上げなど制度改正、会計年度任用職員に対する需要の増加と処遇の改善、こういったところを踏まえた中で、今後の人ロ減少を見据えた目標設定の抜本的な見直しが必要であるものの、これまでのように他団体の職員数を根拠とする目標値では対応が困難となっているといった状況もございますので、これまでのように職員数の減少をもって定員適正化計画としていたものを考え方を変えまして、今度は定員管理計画にしたいとするものでございます。

策定の考え方など、詳細につきましては総務人事課長より説明をさせていただきます。

浅井総務人事課長　　それでは、私から説明させていただきます。(資料「定員管理計画策定に向けた基本の方針」により説明)

大桃委員長　　説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

森島委員　　まだ概要説明ですので、どうのこうのじゃないんですけども、この18人というのはあくまでも一般職員なんですか。それとも、病院とか消防とか、そういう部分も含めているということなんでしょうか。その割合がもし分かったら、大まかでいいですが教えていただければと思います。

浅井総務人事課長　　内訳はないんですけども、全ての職種を含めて18人となっております。

森島委員　　やはり一般職が、補充率とすると多いというような解釈でよろしいんでしょうか。そちらが、やはり減が進んでいるということでしょうか。

浅井総務人事課長　　消防職員についても不足していることは間違ひありません。ただ、職員全体としては一般行政職が一番多いです。不足している人数としては一般行政職が不足していると言えると思います。

大桃委員長　　ほかに質疑はございませんか。

星野委員　　男性の育児休暇について伺います。令和6年度、57%の取得率ということであり

ましたけれども、実質これは何人ということが分かれば教えてください。

浅井総務人事課長 申し訳ございません。手元に資料がございませんので、人数についてはお答えできません。

星野委員 もし分かればなんですけれども、この57%というのは本当は1か月取りたかったけど2週間しか取れなかつたとか、そういう声も少し聞こえたりもするんですけれども、どういうカウントの仕方なのかなと。とりあえず取ったぞという人は、もう人数に入れているというような感じなんでしょうか。

浅井総務人事課長 日数については考慮しないというか、1日でも休めば育児休業ということになりますので、その取得した人数で計算をするものになります。それで、男性職員も育児休業の取得率は増えてはいますけれども、期間についてはあまり長く取る人は今のところいない状況です。数週間から1か月、2か月程度かと思います。

横山委員 令和7年度の目標職員数490人程度、令和8年度以降の10年間はこれを基本にしながらその都度、例えば統廃合があったときになんていうお話がありました。どんな計画をこれからつくろうと考えていますか。

浅井総務人事課長 具体的な数字についてはまたこれからの作業ということになるんですけども、基本的には490人程度を上限というか目標の職員数、10年間その程度にしたいかとは思っておるんですけども、ただ今後DXの推進ですとか、人口減少もあるかと思いますので、そういったところも加味しながらなるべく縮減ができるようにしたいとは思っております。

横山委員 縮減の方向というのも分かります。ただ現実として、先ほどもお話がありました
が、今後デジタル化によって仕事内容がスムーズにいくところ等々が出てくるかと思いま
すが、やはりよく見るとこれだけ広大な土地の魚沼市ではデジタル化だけでは進められな
い。要するに、対応しきれないいろんな案件があるかと思うんですよね。例えば熊のこと
についても、もうデジタル化どころではない。現場に行かなければならぬ。それから、
農業関係も現場をしっかりと見て対応していくかなければならない。そんなことを考えたと
きに、縮減方向もされることながら、その辺のところをどうしていくのかという見通しを持
ちながらしていく必要があるだろうかなと思います。

もう一つは、よく考えるとこれは市の行政だけではなく、各市内の各業種も人手不足で大変なんです。いざ雇いたいといつてもなかなか来手がない。そうすると、やはり少しでも賃金がいいほうに行く部分も含めると、市内全体の働く皆さんの業種間での人の取り合いではないんですが、そんなところも考慮しながらいかなければならぬ時代に今來
ているのではないかなと思います。

そういう中で、行政だけがずっとそのままでいいかというとそれも大変なわけですので、
その辺のかみ合いをしっかりとし、市全体で稼ぐ意欲が出てくるような、そんな方向性の
中でこの定員管理計画も策定していく必要があるのではないかと私は考えます。

その辺について、これから策定していくわけでありますけれども、どんなことを考えな
がら進めていくのかお聞きしたいと思います。

桑原総務政策部長 確かに委員おっしゃるとおりかと思っております。その上で、人口が減
ったことに合わせた中での行政サービスの見直しですか、あと事務事業の見直しという
のは当然やっていかなくてはいけないものと思っております。これは財政的な見地からも、

それに合わせて定員の適正化というところは議論していく必要があるとは思っております。ただ、実際にそのとき、そのときに応じた適正数、適正という言葉を今度は使わないで定員管理という言葉での計画になりますけれども、どの程度の人数がふさわしいかというところについては、先ほど申し上げた事情も含めた中でいろいろ議論して決めていく必要があると思っております。その説明にありましたように、その情勢変化に合わせて逐次見直しを図っていきたいとは思っています。

横山委員 今お話があったとおり、行政の場合は、正規職員不足の際には会計年度任用職員等々で対応していくことも多々あるかと思います。その辺の会計年度任用職員の働き場ということも、これも大事な場所ではあるかと思いますが全体を見ながら、先ほども話をしたように一般の会社、企業、そして行政等々がある程度人員確保しながら運営できることと併せて、もう1点入れてほしいのは、やはり市民ができるることは市民でやっていくという雰囲気をつくっていかないと、全部行政任せであったりする今の雰囲気から少しでも脱却するような形にしないと、これもみんな負担が来るかと思います。その辺も少しずつ市民に浸透できるように策定していただければと思うんですが、その点を聞いて終わりにします。

桑原総務政策部長 昨今、行政課題が複雑化している中で、やはり個人的な考え方、個人主義が強まっている風潮にあるかと思っております。それに伴って、行政サービスも複雑化、高度化していると思っています。そういう考え方からすると、やはり今自助・共助という考え方方に立ち戻った中で、委員おっしゃるようなところを皆さんのが自覚していただく必要もあるのではないかと思っておりますけれども、ただそれが社会的なニーズになっているかどうかというところと整合を図っていく必要もあるかと思います。それらは、中でまた十分議論しながら策定を進めたいと考えております。

大桃委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件につきましては、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

(2) 財政計画の策定について

大桃委員長 続いて日程第2、財政計画の策定についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、財政計画について説明をさせていただきます。現行計画である第3次財政計画につきましては、平成28年度からの10か年を計画期間とする計画でございまして、こちらも今年度末で計画期間が満了をすることになります。

現行の第3次計画においては、普通交付税の合併算定替に伴う特例措置の廃止を見据えて、第2次計画と同様に目標最終年度に普通会計の財政規模を類似団体に近づけるべく段階的に予算規模を削減する内容としておったところでございますが、その後の改定におきまして合併特例期間の延長による合併特例債の活用や、いわゆるふるさと納税制度の運用、また国の地方財政計画による交付税減少の振れ幅の抑制、こうした要因などによりまして、これまでの財政規模の縮減を目標とする計画内容が実態を伴わないものとなってきております。このため、これから策定をいたします第4次計画では考え方そのもの

を見直して、将来にわたって安定した行財政運営を行っていくための方向性を示したいと考えております。

詳細につきまして、財務課長から説明をさせていただきます。

水落財務課長 それでは、私から第4次魚沼市財政計画策定方針ということで御説明をさせていただきます。(資料「第4次魚沼市財政計画策定方針」により説明)

大桃委員長 説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。(なし) ないようですので、これで質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査することで御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしということでありますので、そのように決定いたしました。

それでは、お諮りします。これから日程の順序を変更して、日程第5、その他を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしということで認めます。日程の順序を変更し、日程第5、その他を先に審議することとなりました。

(5) その他

① 特定居住促進計画の策定について

大桃委員長 日程第5、その他を議題といたします。まず、①特定居住促進計画の策定について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 それでは、資料につきましてはその他の①特定居住促進計画の策定と、あとその他①の別紙、この2つを御覧いただきたいと思います。(資料「特定居住促進計画の策定について」「地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業」により説明)

今年度中に策定することを予定しております。今、策定に向けて取り組んでいるところではありますが、次の委員会にはこの計画素案をお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

大桃委員長 それでは、説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。

横山委員 それでは、何点かお聞きしたいと思います。簡単に言うと、二拠点生活という形でいいわけですよね。今はどういう現状であって、この策定したときにその数値目標はどの程度を想定しているのか、まずそれを最初にお聞きします。

吉田総務政策部副部長 現状というところでは、二地域居住をされている方というのも一定程度、本市においてはいるということは承知しております。ただ、これから移住・定住を進める上で、やはりこの二地域居住をきっかけにしてまず魚沼市を知っていただく。そして、短期的な滞在等を通じて、また地域をより深く知ってもらう。そういう段階的なプロセスを経て、最終的に移住・定住に結びつけたいというような計画概要にしたいとは今考えているところでありますが、その辺の目標数値等は計画策定の中で現在検討中であります。それにつきましては、今後の委員会の中でお示ししたいと考えております。

横山委員 多分、現状としては何人かいるかと思います。もしそれがある程度分かっているのであれば、なぜ二拠点にしたのかという、要するに来てくれた人のニーズをしっかりと把握しているのかどうか。先ほど地域の活性化、地域の人にと話をしていますけれど、どの地域に魅力があってそういう人たちの交流人口があり、そして交流から関係人口にいつ

て、さらには二拠点でいこうか、そのうちに定住しようかということだと思うんですよね。計画ができましたから来てくださいではなくて、魚沼市のどこに魅力をもって来るようになったのか。農業をやりたいから来たんだとか、冬の雪が好きだから来たとか、目的というか来る人のニーズというんでしようかね、こんなことを魚沼市に期待しているんだという部分があってこそ来ると思うんですが、その辺のことについてはどのように考えていますか。

吉田総務政策部副部長 二地域居住、それを実際に求める人たちの考え方というのは、今委員がおっしゃるとおり、やっぱりいろいろな理由があつて多分そこで二地域居住を選択されていると思っております。そういう中で、本市において今言われたような、冬の部分もしかり、農業もしかり、その地域に魅力があつて二地域居住をしながら地域と交流を重ねているというところもあるかと思いますが、そういういろいろなニーズがあるというのは承知をしております。先日、実は首都圏において、友好都市との交流でいろいろなイベントに参加した際に、地域創生課で二地域居住に関するアンケートといいますか、調査を行いました。数多く集まったということではないんですが、魚沼市に二地域居住を求める中での魅力だったりというところは簡単な調査を行っておりますので、その調査結果を取りまとめた上で今進めている計画策定に反映しながら取り組んでいきたいと考えております。

横山委員 私が言いたいのは、魚沼市にはこういう魅力があつてこういうことができる、それをしっかりと提示しなかつたら相手はどんなところか分からないわけであります。そういう提示をする中で、じゃあ行ってみようかという、さっき言った交流関係という流れをしっかりとつくらないと二拠点にはなり得ないのかなと。その人の中で子育てがしっかりとできるいいところがあるんだという、それも一つの魅力だろうと思います。その魅力をしっかりと洗い出して、二拠点ができる定住もできるという流れを描き、計画倒れにならないようにしてほしいと思います。

もう一つは、さっき地域のことが話にありましたけれども、その地域にこういう計画があるということを住民にしっかりと示さないと。要は、何を言いたいかというと、どっちかというと魚沼市の皆さん、人が来ると最初はまず手を上げるというか、敬遠しますよね。なかなかすぐ中に入り込めないような雰囲気があるということも事実なんです。入るとすごく仲良くなるんですが、その住民性も含めて、こういう目的でこうするんだから皆さんよろしくお願いしますね、という部分をある程度住民のところにもしっかりと知らせないと、いざ来てみたけれども、うまく人間関係がいかなかつたとか、その地域になじめなかつたとかということにならないようにしていく必要があるかと思っていますが、その辺についてお聞きします。

吉田総務政策部副部長 委員の御指摘のとおり、先ほども私申し上げましたけれども、計画のつくりとしてまずその魅力を含めて魚沼市におけるそれを知ってもらう情報発信、そこから知っていただいた後にこちらへ来て実際の魚沼を知っていたらしくという、いろいろなプロセスを通じた中で二地域居住を進めていきたいと考えております。その部分は計画にしっかりと落とし込んでいきたいと考えております。そして、地域住民の受入体制というところはやはりしっかりとしないと、移住者だけでなく二地域居住で本市と関係を築きたいという方の引き続き住みたいというようなところを進めるためには、魚沼の魅力だけでなく

人間関係が非常に大事になってくると考えております。そういったところは、しっかりとこの計画を広く市民の方にお知らせするとともに、そこに向けての意識醸成というものはやっぱり取り組んでいく必要があると考えています。

今回、二地域居住者のなりわいの拠点としてまちなかのにぎわい館の整備をする中で、コワーキングスペースの整備をするわけですけれども、その施設整備の多目的に交流できるスペースというのが1階にこれからできます。そういったところを活用しながら広く不特定多数の方が交流できる、そういう場づくりというのは今回この計画を基に、やっぱりそういうソフト事業に取り組んでいきたいと考えております。

まずはそういったところを拠点にしながら広く外から的人が入って交流できる、そこから次につなげていくというような、そういう取組にできればと考えております。

大桃委員長 ほかにございませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査することで御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

②これまでに実施した合併特例債充当事業について

大桃委員長 次に、②これまでに実施した合併特例債充当事業について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは御説明いたします。市町村合併に対する国の優遇措置の一つとして設けられております旧合併特例法に基づく合併特例債につきましては、充当率が95%、それから元利償還金に対する交付税算入率が70%ということで大変有利な起債でありまして、本市におきましてもこの合併特例債が使える措置期間の最終年度である令和6年度までそれぞれ各種事業に充当させていただいたところでございます。この合併特例債につきまして、本市がこれまでの20年間に発行した状況を議会改選前の5月19日の総務委員会において御説明申し上げたところでございましたが、そのときの説明資料の中で起債発行済額の合計値の集計に修正がございまして、最終的に発行済額が1億6,000万円ほど多くなる内容で修正させていただきたいと思っております。

詳細につきましては、財務課長から説明をさせていただきます。

水落財務課長 これまでに実施した合併特例債充当事業についてということで御説明をさせていただきます。今ほど部長から申し上げたとおり、去る5月19日の委員会で御説明をさせていただいたところでございましたが、発行済額の部分で内容を精査したところ一部修正を要する部分がございましたので、改めて資料を提出させていただいたところでございます。内容について簡単に御説明させていただきます。(資料「これまでに実施した合併特例債充当事業について」により説明)

大桃委員長 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

森島委員 前回と同じような質問になろうかと思うんですけども、この基金分というのはソフト部分ということでおろしいんでしょうか。

桑原総務政策部長 この基金分については先ほどの説明のとおり、基金は計画的に積み立ておるんですけども、その運用益の一部分をソフト事業としてそれぞれ毎年度事業に充てさせていただいております。

森島委員 この未発行額の32億円余りのものは、ほかに何か充当ができなかつたのでしょうか。

桑原総務政策部長 もう過ぎた話でございますので、過去の政策の部分にかかるところを私が申し上げることはできかねますけれども、ここ数年の駆け込みという言い方が適切かどうか分かりませんが、この合併特例期間の最終年に合わせて様々な建設事業等を進めさせていただいておりました。その中では、解体事業をはじめとして、積み残されたものも多かつたと記憶しています。それらをもうちょっと早い段階でいろいろと議論できていれば、御指摘の未発行額の部分は使えたものもあるのではないかと思いますので、そういったところについてが御指摘のところの話につながるのではないかと認識をしております。

森島委員 この未償還残高が、約116億円ですか。これは当然、先ほどの説明の中で、財政計画の策定の中にきちんと取り入れた中でのことでよろしいですよね。

桑原総務政策部長 この未償還残高でございますが、要するにこれが今後の償還計画ということで、これから財政計画の中には反映していく部分の数字になってございます。ただ、起債の関係については、合併特例債以外にも過疎債ですとかほかの起債もございますので、それらを合わせた全体の公債費ということで必要経費をこれから計上していくことになります。

大桃委員長 ほかにございませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査することで御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

③ 市有地公売2回目入札結果について

大桃委員長 次に、③市有地公売2回目入札結果について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは御説明させていただきます。不用財産の効果的な処分に向けて、財産処分実施要綱を今年5月に制定し、去る8月から運用を開始したところでありますが、この要綱の規定に基づいて、今般、6件の未利用土地の売却に向けて8月に競争入札の公告を行った結果、いずれも入札参加がなかったことからこのたび予定価格を下げて2回目の競争入札を実施したところでございます。

その結果につきまして、管財課長から説明させていただきます。

斎藤管財課長 資料を御覧ください。（資料「市有地公売2回目入札結果について」により説明）

大桃委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件につきましては、引き続き調査することで御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

④ 令和7年度魚沼市総合防災訓練の結果報告について

大桃委員長 次に、④令和7年度魚沼市総合防災訓練の結果報告について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは御説明いたします。去る9月28日に須原小学校をメイン会場として、巨大地震を想定して実施をいたしました令和7年度総合防災訓練につきまして、その実施結果をまとめましたので防災安全課長から説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長 それでは、私から総合防災訓練の結果報告について御説明させていただきます。資料を御覧ください。(資料「令和7年度魚沼市総合防災訓練結果報告」により説明)

大桃委員長 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

星野委員 各自治会による自主防災訓練について伺います。実施する内容というのは自治会の会長さんに任せてあると思いますけれども、家の2階に避難するだけとか、そういうことも多分訓練の一環ということでカウントされているんじゃないかなと思います。どのような内容が各自治会で行われたかとか、そういうことも聞いています。

佐藤防災安全課長 今、委員のお話ありましたそういう取組もありますし、ただ単に集合場所に集まって点呼を取るという自治会もございました。ただ、一生懸命やる自治会につきましては、防災食の実際に炊き出し訓練をしたりする自治会もありましたし、それから要支援者の確認をすると、担当者を決めてその要支援者の確認をするという自治会もございました。

実際のところはそういうところですけれども、今回の自治会の訓練への私たちの関わり方も少なかったので、来年以降はまたその辺も検討していきたいと考えております。

星野委員 自治会長さんの温度差によって、かなり地域でやっている、やってないというのは大きく差が出ているのでしょうか? という部分もあるんですけれども、今ほど課長もおっしゃいましたように、20年たって忘れられてきた部分もたくさんあるので、各自治会でもう少し意識を高めてみんなでやっていけたらなという部分が私としては思います。

ローリングストックで食品をいただいたという自治会長さんもいらっしゃったんですけども、このローリングストックでいただく食品というのは防災訓練を行った自治会のみに提供されたものなのでしょうか。

佐藤防災安全課長 そうです。防災訓練をやった自治会にお渡しをしています。ただ、こちらから防災訓練をやる自治会に、希望があったら手を挙げてくださいという投げかけはしていません。自主防災会からこちらへ連絡をされたところだけです。品物が限られてしまったので、今回はそういう対応させていただいたところです。

星野委員 自治会によって、集まったけれど何もなかったというところと、1人2食も提供してもらったというような自治会もあったりして、それもやっぱり自治会長さんの温度差なのかなと今感じました。その辺も、一律とまではいかないですけれども、なるべく平均化して皆さん的手元にわたるようにしていっていただきたいと思います。

佐藤防災安全課長 そのように来年は調整していきたいと考えます。

大桃委員長 ほかにございませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。報告事項ということで、本件につきましては以上とさせていただきます。

1時間を経過しておりますけれども、その他を終了させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは引き続き会議を進めます。

⑤ 魚沼市自然災害に伴う廃棄物処理費等補助金概要について

大桃委員長 次に、⑤魚沼市自然災害に伴う廃棄物処理費等補助金概要について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、説明をさせていただきます。去る9月10日に市内で発生した突風による被害に関しまして、著しい被害を受けた方に対する支援策といたしまして、被災した建物等に係る廃棄物の処分等に要する費用の一部を補助する内容の補正予算を第3回定例議会の最終日に可決いただいたところでございます。支援制度の内容につきましては、議案の提案理由において御説明したとおり、一昨年、南本町大規模火災を受けて制定した建物火災に係る廃棄物処理費補助金に準じる内容といたしまして、損壊、破損等によりがれきなどの廃棄物、残存物等の解体、運搬、処理、こういったものに要する費用の合計額に2分の1を乗じた額として1件当たり上限100万円までを補助することといたしております。

この支援策の概要につきまして、資料がございますので防災安全課長から説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長 それでは、私から補助金の概要について説明をさせていただきたいと思います。(資料「魚沼市自然災害に伴う廃棄物処理費等補助金概要」により説明)

本要綱については突風被害、今回の被害にかかわらず、今後起こり得る自然災害にも対応できるように制度設計をしております。現在決裁中で、各関係課から確認をしておりまして、作業が遅くなっていて申し訳ございませんが、特に決裁の中で大きな変更がなければ来週中に被災者の皆さんところに申請用紙が届くように予定をしております。時間が空いておりますので、中家等、被害の大きかった地域の対象の方には事前にこの制度をつくっているという連絡をしておりますので、そういったことで早めに通知を送りたいと考えております。

前回、被災件数を報告させていただきましたが、住家、非住家、その他ということで全部で50件になりますが、そのうち先ほどの倒木、それから公共物の被害もございましたけれども、そういったものを除きますと、全部で50件中38件が今回の補助対象ということになるかと考えております。

直接郵送でこちらの方には制度の内容をお送りしたいと思いますが、まだ私たちの把握していない部分で被災をされている方もいると思いますので、別途また違う方法で市民への周知を行いたいと考えております。私の説明は以上となります。

大桃委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

森島委員 そうすると、9月10日に発生して、まだ申請はされていないと理解してよろしいんですか。

佐藤防災安全課長 まだ申請の書類を送っておりませんので、申請はされておりません。

森島委員 そうすると、ちょっと遅い気がいたします。9月10日から今10月23日ということで、40日は経過をされているということです。それ以前にこの被災された方々には周知をされて、申請をしてもらうということで考えてよろしいんですか。

佐藤防災安全課長 広神地域の中家地区や、それから被災状況が大きかった御自宅には直接連絡をお話をしております。皆さんには区長さんを通じて写真を撮っておいていただ

くこととか、領収書等をとっておいていただくようにお話をしておりますので、皆さんから申請をいただけるというように認識をしております。

森島委員 この補正の支援対策として非常にいいことでありますし、そしてまた今言ったように、制度設計をして枠を広げるということですので今後に結びつくことだろうと思います。けれども、やはりそういう部分も含めて早めに対応していただきたいです。

それと越冬用の養鯉の部分ですが、罹災証明は発行されるのかお聞きします。罹災証明が出ないと県の水産課から補助金が出ないというような部分があるんです。越冬用のハウスが損壊しておりますので、その点は防災安全課長としてどのような対応をされているのか。また、そういう相談があったかと思いますけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

佐藤防災安全課長 その件につきましては、税務課で調査を行っているということで聞いております。罹災証明については発行ができると考えております。

森島委員 ゼひ、災害で被災された方々に、県からの補助金は罹災証明が出ないと補助金の対象にもならないと、また資金を得るにはそういう証明がないと駄目ですので、そういう人たちにきちんと周知をしていただきたいと思っております。

佐藤防災安全課長 今回の申請の際に、そういったこともまだしていない方がいらっしゃいましたら、分かるように通知の準備をいたします。

大桃委員長 ほかにございませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結いたします。本件につきましては以上とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。（異議なし）以上とさせていただきます。

⑥ その他

・特定空家の状況について

大桃委員長 次に、⑥その他について執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 それでは、以前の特定空家の経過、あと状況について報告しておりますけれども、入広瀬穴沢の特定空家で動きがありましたので報告をさせていただきます。先週の10月17日 9時になりますけれども、略式代執行による除去工事に着手いたしましたので報告をいたします。その後の状況につきましては、次の総務委員会の中で説明をさせていただきたいと考えております。以上になります。

・補正予算の専決処分について

・契約議案の書式変更について

・過疎地域持続的発展計画の変更について

桑原総務政策部長 それでは、その他の部分で、私からは3点お願いしたいと思います。

まず1点目でございますが、補正予算の専決処分についてでございます。第3回定例議会の最終日の全員協議会においても御説明させていただきましたが、令和6年6月20日に最高裁において上告棄却が下されて結審いたしました、またたびの家建設に関する違法支出金弁済請求事件に関しまして、今度は市、市長、職員、退職した元職員、それから当時

の施工業者を相手取って原告の訴えに不当応訴したことに対する損害賠償請求が、令和7年10月1日付の訴状が去る10月3日に届いたところでございます。この訴えに対しまして応訴手続を進める必要がございますので、一審、二審の着手金、また日当、実費及び成功報酬を含んだ弁護士委託料、並びに規則に基づく職員及び元職員の弁護士費用負担に対する補助金を合わせた、合計260万円を一般会計第6号補正予算として去る10月17日に市長専決処分をさせていただきましたので、御報告をさせていただきます。

続いて2点目といたしまして、契約議案の書式変更についてでございます。こちらについては別添のファイルで今回変更させていただきましたので、そちらを御覧いただきたいと思います。この契約議案の関係ですけれども、予定価格が1億5,000万円以上となる工事につきましては、契約に際しまして魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会議決が必要となるところでございますが、その議会議決を経て契約した工事におきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項として指定をされた1,000万円を超える金額の変更が生じた場合には、当初契約時と同様に議会議決に付さなければならぬとされておるところでございます。この変更契約に係る議案の書式について、これまでには当初契約の議案と同様に、契約金額はもちろんのこと、契約の目的ですとか契約の方法及び契約の相手方についても表形式で議案文に示しておったところでございましたが、工事の名称である契約の目的、競争入札などの契約の決定方式である契約の方法及び契約の相手方については、そもそも変更がありえないものであることから、記載内容の誤りを防止するため、次の提案分からこちらの内容にお示しした書式に変更させていただきますことを御報告いたします。

なお、今ほど申し上げた議案の記載内容に誤りが発生した具体的な事例について参考までに申し上げますと、これは昨年あった例でございますけれども、この契約の相手方の欄に示した代表者が交代したケースで、その届出及び市の登録手續が完了しなかった関係で交代前の代表者が議案に載ってしまって、それをもって議決いただいたといったことがありました。そのケースでは、その後に市長専決処分により議案書の差替えによる是正措置を行わせていただいたといったものでございましたが、変更契約行為については法人を相手方として行うため、その法人の代表者が変更された場合であったとしてもそのことに係る議決は不要であるということ、また契約そのものが無効になるものではないということを実務提要において確認したところでございました。

今回そのような記載誤り行為自体を防止するため、このような形で変更させていただくものでございますので、御了承くださいますようお願いをいたします。

その他の3点目でございますが、過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。いわゆる過疎計画と呼んでいるものでございますけれども、この計画に基づく事業について、こちらは御承知のように有利債であります過疎対策事業債を充てることができることとされております。本市の過疎計画については、国の时限立法として10年単位で改定をされております過疎対策関連の法律に基づいて本市の過疎計画もこれまで策定をしてきたところでございまして、現行法であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とする現行の魚沼市過疎地域持続的発展計画を令和3年12月に策定し、現在に至っているといったところでございます。このたび、現行計画の期間の満了に伴いまして計画期間の延長と併せて内容の微調

整を行いたいと考えておりますので、現在変更に向けた準備を進めておりますことを御報告をさせていただきます。

なお、過疎計画については、現行の過疎法第8条の規定によりまして議会議決を要することとされておりますが、新潟県の計画である新潟県過疎地域持続的発展方針と調和を図る必要があるほか、現在策定作業中の第三次魚沼市総合計画案と整合を図る必要がございますので、それらの進捗を見ながらということで議案につきましては令和8年第1回定例会に提出したいと考えております。

この過疎計画の、今ほど申し上げた部分も含めた変更スケジュールについて、次回の総務委員会においてお示しをしたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。私からは以上でございます。

大桃委員長 今ほどその他について説明がありましたら、皆さんから何か質疑がありましたらお願いします。(なし) それでは、今ほどの件については質疑を終結し、本件については以上といたします。

それでは、ほかに執行部から報告事項等はございませんか。

桑原総務政策部長 ございません。

大桃委員長 それではないようですので、委員の皆さんから執行部に対して御意見、御協議はありませんか。

森島委員 先ほど委員長から熊の話が出ましたので質疑をさせていただきます。先般新聞を見て、法改正によって市長の判断により熊に発砲ができるというようなことで、安心安全を守ってくれて非常によかったです。

そういう中で、発砲したその後に、市民の皆さん方からの反響というか、声があったのか、なかったのか。あった場合は、どういう内容であったか、お聞きしたいと思います。

桑原総務政策部長 大体電話をいただくのは、叱咤とか苦情というものが中心であります。こちらが把握しているものについては、昨日までで10件ございました。市内なのか、市外なのか、その辺については不明ですが、苦情に関するものが10件ということでございます。激励といった類いのものについては5件程度いただいております。

森島委員 発砲するということは非常に危険ですので、それは本当に最終的な段階ですが、人間の社会ですので駆除をするということも一つの方法だと思います。本当によかったです。このことについては以上です。

引き続いて、先般の産業建設委員会のことなんですかけれども、総務委員会で所管課ではないのですが、先般新潟日報の中で、下水道管を行政と民間で県が指導し、魚沼市と南魚沼市がウォーターパブリックプライベートパートナーシップというようなことで、令和27年度に向かってそういう政策といいますか、やっていくというようなことを新聞報道がされました。分かる範囲でよろしいんですけれども、今魚沼市も民間とともにそういう方向でいくのか担当部局ではございませんので、もし分かったらお願ひしたいと思います。

桑原総務政策部長 私も先日、新潟日報を見て初めて知ったわけでございます。国土交通省ではこのウォーターPPPと呼ばれる取組については全国的に推進しているというものでございます。八潮市の下水道管の崩落事故を受けまして、更新に係る財源をどうするかといったところの問題がクローズアップされております。特にこういう手法について研究が着目されてきたのではないかと思っております。

なお、新潟県では流域下水道の関係で、広域的にこのような取組を進めるということでございますけれども、本市に限ってはまだそれを実際にどういう形で県が進めるのかといったところは十分精査し、これについて研究していく必要があると思っております。まだ本市の担当課であるガス水道局においては、これをすぐに導入してというところまでは聞いておりません。県の流域下水道での取組を見た中で、その問題点ですとか課題を洗い出して、また実際にそれをやってもらえる事業体があるのかどうなのか、そこら辺も含めた中で検討していくというところになろうかと思います。

今のところは、ガス水道局ではこれにすぐ取り組むという話は聞いておりませんし、そのような計画もないということでございます。

大桃委員長 ほかに皆さんからありませんか。(なし) ないようですので、これで執行部の皆さんからは退席をお願いしたいと思います。

しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:35)

(休憩中、執行部退席)

再 開 (11:40)

大桃委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(3) 行政視察について

大桃委員長 日程第3、行政視察についてを議題といたします。本件についてはスマートデイスカッションに行程表、名簿、質問事項を格納しておりますので御確認をいただきたいと思います。また、紙ベースのものは当日出発前に、あるいはバスの中でお渡しますので、よろしくお願いしたいと思います。

質疑はありませんか。(なし) 本件については閉会後に話をさせていただきますので、よろしくお願いします。

(4) 第三次魚沼市総合計画（案）について

大桃委員長 続きまして日程第4、第三次魚沼市総合計画（案）についてを議題といたします。本件について、坂大議会事務局長から説明をお願いします。

坂大議会事務局長 本件につきましては、10月3日の全員協議会で会派代表者会議及び委員会議で協議することとなり、10月6日に各会議がありました。協議の結果、各委員会で取りまとめて執行部に提出した意見等の回答については、各委員会に文書で報告いただくこととなりました。このことについて、執行部から資料を提出いただきましたので、SDファイル「第三次魚沼市総合計画（案）常任委員会提出意見等回答」ということで提出いただきましたので、皆様に御報告をさせていただきます。なお、総合計画につきましては、この後委員会等に報告すべき事項があれば適時報告いただくように申し入れてありますので、議会事務局で案件等を調査しながら、必要なときに報告いただくように執行部には連

絡をさせていただきます。

大桃委員長 本件については、報告でありますので以上とさせていただきます。

ほかに皆さんから御意見、御協議等はございませんか。(なし)なしと認めます。以上で、本日の日程は全て終了させていただきました。本日の会議録の調製につきましては委員長に一任願います。本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (11:42)

総務委員会

委員長 大桃 俊彦